



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	南洋群島の土人政策
Author(s)	伊藤, 俊夫
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 7, 123-158
Issue Date	1939-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10667">https://hdl.handle.net/2115/10667</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_p123-158.pdf



# 南洋群島の土人政策

伊藤 俊夫

## 一、はしがり

私は昨年八月下旬より二箇月に亘つて南洋群島の各地を視察する機会を得たのであるが、その目的の主なるものは私の専門とする農業に關するものであつたことは言ふ迄もない。しかし乍ら群島の農業問題は單なる植民地農業としての範疇からのみ論ぜらるべきものではなく、その發展は必然的に何らかの制約の下に原住民たる土人に對する政策と交渉をもたざるを得ないものである。この意味に於て南洋群島に於ける農業及びその發展の方向は常に對土人政策の動向と關聯して論ずることが適當なのではあるまいかと思ふのである。固より原住民に對する土人政策をこのさゝやかなる論稿に於て餘すところなく究明することは不可能に近いことである。私は今極めて簡単に土人政策のうちの重要なもののみについてこれを論じて見たいと思ふのである。

## 二、自然と人種

われわれは土人政策を論ずるに先だつて、原住民を圍繞する自然的條件を知つておく必要があるだらう。

## (一) 自然

南洋群島は、小笠原諸島の南方赤道以北の太平洋中に散在する、舊獨逸領のマリアナ、カロリン、マーシャルの三群島を總稱するものであつて東は遙かに米領ハワイに對し、西はフィリッピン諸島及蘭領セレベスに隣り、南はニューギニア及ビスマルク群島に面し、北は帝國の南端小笠原諸島及硫黄諸島に連つてゐる。三群島のうちでマリアナ群島は、小笠原諸島に連つて遠く南に走り、カロリン、マーシャルの二群島は、赤道に平行して東西に連り、マリアナ群島とほぼ逆丁字形を爲してゐる。

本群島は東經百三十度より百七十五度に至り、北緯は零度より二十二度に及び其の廣袤實に東西二千七百哩、南北一千三百哩に達してゐると言はれてゐるが、何れも太平洋の眞只中に散在する島嶼であつて、その數實に千四百餘と言はれてゐる。これらの島は孰れも狭少にして最も大なるボナベ島及びバベルダオブ島（バラオ本島）でさへ僅に二十四方に過ぎず、その陸地總面積も百三十九方里餘であるから大體に於てわが東京府の面積に等しいのである。

これらの島嶼は地質上から見れば大部分は火山岩・隆起珊瑚礁及び珊瑚礁の三種に分れるのであつて、唯ヤツプ島のみは古紀變質岩類系の結晶變岩より成り、恐らく古代に於けるアジア大陸若くはニューギニア大陸の一端が残存してゐるものであらうと言はれてゐる。火山岩・隆起珊瑚礁より成る主要島を除けば南洋群島の大部分は低平狹長なる珊瑚礁であつて海拔僅かに一メートル半を出でないものが多いのであつて、マーシャル群島は悉くかゝる珊瑚礁であり、カロリン群島の離島もすべてこれに屬する。註二

かやうなわけで山嶽も高きもなく河川もまた別して稱すべきものがないのである。次にこれらの群島の氣候はと言へば、概して海洋性熱帯の氣候を有するわけである。氣温について見るとサイパン島の稍低きを除いては各地とも殆んど相等しく、又一年を通じて、一日中に於ても、變化が極めて尠いのである。一年中を通じ略々

東京の盛夏の氣温であるが、群島特有の驟雨（スコールと言ふ）のために氣温に比しては凌ぎ易いのである。また雨量について見ると、全群島を通じて頗る多く平均して一年三千耗以上に達しこれを日本内地のそれに比較すると約二倍である。従つて湿度もおのづから高く年平均八二%に上つてゐる。風速も弱く氣壓も低いのが普通であるが時として颱風の被害があつて、全島殆んど生色なきに至ることも罕ではない。かくの如き自然的災害とその救恤に關しては別のところで述べたからこゝには省略する。（註三）

註一 珊瑚礁の成因その他に關しては古くは山崎直方博士「我が南洋」（大正十二年）を参照されたく最近の研究はパラオ熱帯生物研究所の諸報告及び「科學南洋」を参照されたし。

註二 拙稿、南洋群島の土人と社會事業（北海道社會事業昭和十四年二月號）

## （二） 人 種

南洋群島の土着住民は、西方馬來半島より東遷したのであるとも謂はれ、又東方ポリネシア族の西進したのもとも言はれるが、もとより一定型があるわけではなく數種族の混血したものらしい。従つて一島一體型を代表するものは殆んどないと言つてよく、この意味で人類學的目的の爲めには南洋群島の島民をチャモロ族及びカナカ族に二分するのは無意味であるときへ主張する人もある。併し乍ら社會的見地からはこの區別も強ち無意味ではなく、チャモロ族即ちマリアナ群島の島民は（群島の土人はいづれも島嶼に住むを以て一般に島民と稱するのが普通であるから、以下本稿には土人の事を島民と言ふことにする）第十六世紀以來スペインの統治を受けて早くカトリック教化せられた結果、その固有の民族的社會制度を全く喪失し、且つスペイン人及び比律賓人と混血して容貌及び風俗様式共に稍々歐風化し、その生活程度はカロリン及びマーシャル群島の島民に比して概して高いのである。つまりチャモロ族は近代社會化の洗禮を受けてゐると言つていい。これに反してカロリン及びマーシャル群島の島民は十九世紀末に至つて組織的統治に服従した關係で比較的外部との接觸の日淺く、従つて混血も少く、固有の民族的社會制度を維持し、自然經濟の段階を未だ脱しえぬものが多いのである。

南洋群島の島民殊にカナカ族は屢々懶惰であり勞働を好まないと言はれてをり現實に私もこの事實を肯定せざるをえないのである。これは人種の固有の性質に基くと考へるよりは、より多く歴史的社會的事情の反映であつて、彼等は他の原始民族と同様に生活資料の獲得に困難を感じないために勞働の必要がないからである。かゝる經濟的困難が発生する場合に於ては彼等は決して現状を維持するものではないであらう。然し乍ら一般的に彼等の勞働の能率は低いと言つて差支へない、これは知能程度の劣等なものとより、身體的にも生産年齢の期間の短いことと密接な關聯をもつてゐるやうである。南洋群島に於ては、わが國民經濟の一環としての戰時體制の進行と共に、勞働力不足の問題が絶えず前景に出てゐるが、さしあたり質的にも量的にもこれらの土着民の勞働力をあてにすることは不可能である。また言語もチャモロ族とカナカ族とは異つてをり、チャモロ語は西班牙語より轉訛されたものが多く、これに反してカナカ族の言語は各群島相異り、同一群島内に於ても主要島と離島とは相通じない状態である。わが國の統治後は、専ら邦語の普及に努めた結果日本語を理解するものが多く、公學校の教育を受けたものは殆んど自由に會話することが出来るといつてもいい。これらの島民の生活は後にも述べるやうに極めて簡單な原始的生活に終始してをり、性質も概して溫和快活であつて政令克く遵奉されてゐるが、わが國の占領前さ程古くない時代に反亂が起り、屢々獨逸政府が手を焼いたといふ歴史をもつてゐるのであつて、この點は土人政策上留意しておくべきことであらうと思ふ。(註一)

註一 反亂については長谷部言人氏、過去の我南洋（昭和七年）が最も詳しい。

### 三、占領前に於ける土人政策

わが占領以前に於ける西班牙及び獨逸國の土人政策は如何。この問題は現在及び將來の統治上寔に重要な問題に相異なるのであるが、西班牙政府の土人政策は壓政に終始したためかマリアナ群島はもとより他のカロリン群

島に於ても殆んど見るべきものがない。往時政廳の跡や土人虐殺の口碑は胎つてゐても事蹟の見るべきものは殆んど訪ぬるに由もない。政府の施設は以上の如くであるが却つて基督教を布教せしめた宣教師の宗教運動及び教育事業の方が記憶されてゐるらしいのである。カトリック教の耶穌會イエズスカイが布教傳道の傍ら、學校を建て農園を設け、玉蜀黍・煙草・カカオ・甘藷等の栽培技術を土人に教へたといふことであつて政府の活動よりもかくの如き民間の施設が重きを爲してゐたものやうである。

獨逸時代になつてから（即ち一八九九年）獨逸政府は西班牙と同じくボナペ島及びヤツプ島に政廳を置きそれをニューギニヤのラバウルにある總督に統轄せしめた。マーシャル群島にはこれより早く一八八五年に英國東印度會社に做つて特殊會社ヤルト會社が行政費用を負擔するといふ間接統治の一形態が採用せられてゐたが、一九〇六年會社との特許契約満期に際して之を獨逸政府の直轄に移し、ボナペ島知事の管下に入れたのである。獨逸時代にはヤルトが貿易の中心となつて新資源の探求や交通通信事業の整備に力を入れた。即ち獨逸統治の中心は群島の經濟的開發にあつたと言つても過言ではない。その結果直接土人の福祉を向上せしめるといふことは勢ひ消極的であつたと見られる。即ち獨逸は經濟的開發の必要から舊來の氏族封建的なる社會組織並に土地制度に根本的變更を加へつゝあつたと見られるのであつて、各群島によつてその程度は同一ではないが特にボナペに於ける干渉はその度を超えたるが爲めに反亂を惹起せしめたものである。ボナペに於ては地券を發行してその地券記載の條項には舊慣による支配者の社會的權力を出来るだけ制限するといふ手段をとつたのである。例へば島民の舊慣たる饗宴の回數を年一回に限定することによつて支配者たる酋長の封建的貢納を少なからしめたり、或ひは酋長の權力に基く勞務の徵發に對してその回數を制限し且つ食物給與の義務を酋長に課したやうなこともある。

又一方では獨逸の資本主義的植民政策は、古々椰子から製するコブラといふ新しい商品生産を發達せしめたの

である。<sup>(註一)</sup>そしてこれが生産増加をはかる爲めに酋長を利用するといふ政策をとつたのであつて、現在でもマーンヤル群島の如きは其の残存形態が見られるやうである。コブラの品質改良といふ點からは一戸一棟のコブラ乾燥場を設けることを強制さへしたといふことであるがその勵行は果して成功したかどうかは分明しない。このコブラの取引は主として前述せるヤルトト會社が行つてゐたが公正なる取引が行はれてゐたかどうかは疑はしいのであつて、斯様な點については獨逸政府の方針は殆んど自由放任の状態であつて、會社の營利事業に眼目がおかれてゐたものの如く考へられるのである。これはヤツプ島の例ではあるが同一の商品に對しても生産者の階級によつて左の如くその購入價格が相異してゐた事實によつても土人がみすみす多大の搾取を餘儀なくされたことがわかる。<sup>(註二)</sup>

土民即ちカナカより直接購入する場合

一噸平均 一二〇馬克

ちやもろ人より購入する場合

〃 一八〇〃

外人(栽培者又は買集者)より購入する場合

〃 二五〇〃

以上述べたる如く獨逸政府は母國の利益といふ點から、その限りに於てのみ土人に對して干渉を加へたのであるが、又一方盛んに土人の教化に努めたことも見逃してはならない。たとへば、新舊基督教宣教師を派遣して其の布教に従事せしめた外、補助金を給與したり所謂宗教學校を設置せしめて土人兒童の教育に従はしめ、第一に母國獨逸語の普及を圖つたのである。占領當時、布教従事者として派遣された獨逸人の男女併せて百人を算した事實より見ても、獨逸が如何に群島教化に努めたかを想像するに足りよう。又サイパン島に小學校を設置し、各群島の優秀なる者を選抜して教育する外、全島中より適材を選んで遠く青島に留學せしめたが如き土人の教養に専心した跡が歴然たるものがある。今日、中年以上の島民で獨逸文字を綴るもの多く又島民中智識階級に屬する者は概してサイパン又は青島に學びたる留學生である點を見ても、其の治績顯著なるものあり、一般島民の性質を感化し、其の野性を減少せしめた點に至つては、基督教傳道の効果が預つて力あつたものと言へよう。

註一 矢内原忠雄氏「南洋群島の研究」二四八頁。

註二 トラック島來住四十年を超えたる森小辨氏の直話による。同氏が大正四年「南洋の風土」に執筆された「トラック島

島風俗習慣概要」は昨年九月や、内容を變更して出版されたが既に絶版となつてゐる。同氏に就いては種々面白い挿話が  
あるがそれは次の書に就いて見られんことを希望する。菊地正夫氏著躍進の南洋 昭和十三年 四四頁。

註三 山本美越乃博士「我國民の海外發展と南洋新占領地」二二七頁。

#### 四、人口衰退の問題と人口政策

周知の如くわが國が南洋群島を占領したのは大正三年十月であり以後軍政から民政へ、民政からC式委任統治に基く南洋廳の設置へと施政の變化があつたが、この間に先づ問題とされた島民問題の一つは土人人口問題であり、特にヤツプ島の人口減少の問題とこれが原因の究明とその對策とであつた。

然らばこれらの島民人口は如何なる状態にあるかと言ふに次の表に示すが如くである。

種族別支廳別島民人口調 (南洋群島要覽昭和十二年度版による)

支廳別	年次	チヤモロ	カナ	合計
サイバン	大正九年	三、五三三	八八六	三、三九八
	大正十年	二、五七八	九一五	三、四九三
	昭和五年	二、八四六	九八三	三、八二九
	昭和十年	三、一八〇	一、〇一七	四、一九七
	昭和十二年	三、一四三	一、〇三七	四、一八〇
	大正九年	一、六一	八、一七七	八、三三六
ヤツプ	大正十年	一、五二	七、二二五	七、三三六
	昭和五年	一、五七	六、三三九	六、四九六
	昭和十年	一、七六	五、八三〇	六、〇〇六
	昭和十二年	二、三四	五、八五九	六、二〇三



これを仔細に分析すれば一般にチャモロ族の方が増加率が大きであるのに反して、カナカ族は増加率が低い。これはカナカ族の死亡率がチャモロ族と同程度であるが、出生率が低い爲めにその人口が静止若しくは減退状態を呈するのである。然るに全島民人口の九割はカナカ族であるから、その人口状態が全體に對して決定的な影響を與へることになるのである。

カナカ族はかくの如く人口増加が緩慢であるが、最も注目せらるゝのはヤツプ島の著しき人口の絶對的減少とトラツク島の減少若しくは静止停滞の状態であるといつてもいゝであらう。そしてこのやうな現象は過去の歴史の繼續であつて今日特にその發生を促したといふが如きものではないのである。否、却つて過去に於ては今日よりも一層甚しい人口減退の事實があつたのであつて、近年に至つてその傾向が若干阻止せられつゝあると考へられてゐるのであつて、私がパラオ本島マルキョクにて北部大酋長アグルルに質問した場合にも大體右の事實を認めたとである。即ち今日でこそパラオは人口増加が見られるけれども少く共獨逸時代の當初よりは遙かに減少してゐるやうである。マリヤナ群島のうちのテナアン島はわが國の領有當初は殆んど無人島であつて野生化した牛豚が群をなしてゐたと言はれてゐるが嘗ては相當の人口を包擁してゐたものと推定されるのであつて、實地の觀察よりするも、島民人口が白人との接觸以後減退したといふことは疑ひない事實である。前述せる如く、わが國の領有以來人口減少は一般に阻止せられつゝあると言つたが、ヤツプ島のみは未だに減少の域を脱しないのであるが、減少の割合は少くなつたことだけは改善の効果ありしものと思はれる。ヤツプ島の人口問題は群島全體の人口問題化する虞が多分にあるので南洋廳では開設後も時々之が原因を調査せしめたが多くは斷片的資料を得たのに過ぎなかつたのでヤツプ醫院長をして、醫學的方面より之が原因を調査せしめ、ヤツプ支廳長をして風俗、舊慣など社會的方面より之が原因の調査を爲さしめるに至つたのである。仍て同醫院に於ては先づ昭和四年十一月より昭和五年二月に亘り、住民の健康調査を行ふと共に、昭和四年及び昭和五年の二箇年に亘つて死因の調査



避妊、性交の不正常、戰鬪、強制移住、強制出稼、惡疫の流行、酒精、衣食住の生活様式、經濟的社會的變化、心理的諸原因などがあるが、ヤツプに於て特に重要視せられる點は出生に影響を及ぼすと考へられるものは(一)婦女は一日數回水浴するのを例とすること(二)過度の性的享樂の行はれること(三)その反面に性的禁忌も甚しく分娩後は産兒歩行する迄禁忌せられ甚しきに至りては風向の如何に依りても禁忌せられる事情などであらう。又死亡に影響を及ぼすものとしては(一)罹患發熱すれば海中に浸ること(二)疾病は神意なりとして醫療を忌むこと(三)家屋の構造の全く非衛生的なること(四)屍體を椰子の果汁にて洗ひ、其の汚汁を近親者が飲用する等であるとされてゐる(註三)矢内原忠雄氏は人口衰退の諸原因中最も基本的なるものは惡習、惡疫及び貧困にありとし、惡疫は輸入傳播したものであるが惡習と貧困は昔から存続してきたものであるとされてゐる。それ故に氏に依ればヤツプの人口狀態の基本的なる原因は次の如く要約せられるのである。(註三)

(一) 固有の社會組織及び生活様式の保存。

(二) 土地磽角、資源貧弱であること。

(三) 低出生率及び高死亡率の原因としての疾病の蔓延。

(四) 外人來住者比較的に少きこと。

(五) 基督教宣教師の活動他島に比して頗る少く、殊に新教教會の皆無なること。

矢内原氏に據れば(一)乃至(三)はヤツプ島に於て特に惡習、貧困、惡疫の大なる所以であり、(四)及び(五)は之を改善指導すべき近代的勢力の不足を意味してをり、同島人口衰退阻止の爲めに必要なるは惡習の改善、貧困の救濟、惡疫の除去にあるがこれは單に政府の努力に俟つべき問題ではなく、基督教會も亦その一半の責任を負擔しなればならぬとしたのは卓見と言へやう。さりながらこの問題は一朝一夕にして解決しつくせる問題でないことも明かであらう。これが對策としては醫療衛生の普及完備、教育宗教の助長はもとよりではあるが經濟的地位を上

昇せしめることによつて富の蓄積を可能ならしめるのでなければならぬ。この意味で島民の生産品のうちで重要性をもつ椰子核の如きその取引は初期資本主義的形態を改めて統制してゆくが如きこともその一つの例證となるであらう。近代化の過程に晒されてゐる島民社會をして出来るだけ摩擦をなくして之に適應せしめて行くことが積極的に政府自らのなすべき方策であらう。

然らばこのやうな島民人口の維持乃至は人口減退の阻止對策として南洋廳が努力しつゝあるものは如何なるものであらうか。今昭和十二年度に計上せられた「島民改善獎勵費」を見るにその總額は八五六七圓にして其のうち最も大きな支出は住宅改善費の二〇〇〇圓である。島民の住家は多くは通風採光が不十分で低濕なるものであつて、殊にヤツプの如きは床のない家屋が多いのであるから、床を高くして衛生的ならしめることは絶対に必要である。島民集會所並に附屬建築物の補助金一〇〇〇圓も略々同一の意味をもつものであらう。住宅に次で重要視せられてゐるのは共同貯水槽の設置に對する補助であつて、天水を貯溜するために重油罐等を新設するわけである、その金額は一九〇〇圓に上つてゐる。それに次いで衛生設備として左のものがある。

一、島民診療所藥劑費補助。

九六〇圓

二、救急箱設置費。

八三一圓

三、衛生講習生養成費補助。

三八四圓

四、共同水浴場並洗濯場の改善補助。

一九〇圓

「島民改善獎勵費」のうちで衛生施設として直接關係のあるのは大體以上の如くであるが一般的な衛生費として施設せられる醫療設備に就いて見ると、代表的なるものは大正十一年南洋廳設置と共に出來た廳立の醫院七ヶ所であつて島民のみならず汎く公衆の診療に當つてゐる。それでも十分でないから開業醫に一定の補助金を與へて診療に従事せしめてゐる。又醫療機關のない僻遠の離島に對しては年數回巡回診療を行つてゐるが十分とは言へぬ。これらの醫院の診療費は島民の民度富力に従つて三地域に分けて概ね邦人の二分の一以下の經費である。ま

た島民限地開業醫の制度があつて公學校卒業の優秀なる者を選抜して三年乃至五年の修業年限の下に實地の講習を行ひ内科外科の一般を授け成績良好なるものをして一環礁を限り開業を許可するものであつて現在ヤルート支廳管内のみにあり、島民醫の數八名にして目下八名の講習生を訓育養成しつゝある。(註四)

この他癩の療養に對してはその傳染性が人口減退を來す誘因ともなるから、四箇所に療養所を設け患者を隔離收容してゐる。この事業は社會事業の一つとして恩賜財團慈善會の經營するところとなつてゐるから前述せる拙稿を参照せられたい。猶、南洋群島には風土病としては、フランベジヤ、アメバー赤痢、 Dengue 熱、毒魚の中毒、腸寄生蟲などがあるが孰れも其の症狀軽く人口増加の妨害となるほどのものでないのは幸であると言つていい。

之を要するに南洋群島はその自然的條件に照して、絶對數に於て大なる人口を包容することは出來ないが、併し現状を改善して之を確實なる漸増方向に進ましめることは敢て不可能でない。しかし乍らわれわれの根本的な問題はこのやうに久しく衰退傾向の歴史をもつ人口を特に保護して増加乃至は維持を計るべき必要は何かと言ふことであらねばならぬ。一般に労働者の移住の乏しい投資植民地では、生産及び商業發達の爲めに土人の生産力及び購買力を増進することが必要である。獨逸時代の土人政策の基調は正に茲にあつたと見て差支へないのである。然るにわが國の統治となつてからは南洋群島の經濟的關係は一變したのである。即ち群島の開發は島民の生産力及び購買力に依存する處少く、専ら邦人の移住者によつたのであり將來も亦さうであると見ていい。故に經濟的開發の觀點よりすれば島民人口保護の必要は既往に比して遙に減少したるものと言はねばならない。又南洋廳の財政も租稅たる人頭稅に依存する處は極めて少く、其他の租稅就中砂糖に課せられる出港稅や租稅外收入就中燐礦拂下金に依存する處が多いのである。出港稅收入は大正十一年に於てこそ七九八八圓で島民人頭稅の四六〇一八圓に及ばなかつたが翌十二年には十萬圓を越ゆるに至り現在では五百万圓を越ゆる状態である。これに對して島民の人頭稅は僅かに五萬圓餘で百分の一に足りないものであつてこれに依つて見るも島民の擔稅力が問題と

ならぬことが明かである。従つて極端に言ふことが許されるならば、島民の人口減少傾向は之を自然の進行に放任し、邦人の移住を奨励することはわが國自體の人口政策としてのみならず、資源を開發し世界經濟に寄與する上からも正當なものと思惟されるであらう。寔に純經濟的見地に於ては島民人口衰退防止の對策は今日に於ては殆んど其の意味を失つたものとさへ思はれる。そこで尙進んで積極的に島民人口を維持し増加せんとする根據は之を經濟外的範疇に覓めざるを得ない。即ち矢内原忠雄氏がいみじくも述べたやうに「日本統治下に於ける島民人口保護の必要は功利主義的見地からは強く認識せられるに値せず、それはただ委任統治制度の理想的目的として掲ぐる「文明の神聖なる使命」といふ語をば文字通り正直に受取ることによりてのみ、根本的に基礎付けられるものである」<sup>(註五)</sup>さればわが國の統治が果してこの理想をどの程度に深刻に意識して行はれつゝあるか否かは別として少く共國際聯盟を脱退したとしても、飽く迄も委任統治の精神を尊重して世界平和の維持島民福祉の増進とに貢獻することを以て國策となすべきことは當然の義務と謂はねばならぬ。この意味に於て島民人口問題とこれが人口政策は土人政策のうち最も考慮を要すべき問題たるを失はないのである。

註一 南洋廳編、南洋廳施政十年史二六〇頁。

註二 南洋廳編、前掲書二六一頁。

註三 矢内原忠雄氏、前掲書四七〇—四七四頁。

註四 ヤルト醫院概況、昭和十三年九月。

註五 矢内原忠雄氏、前掲書四九三頁。

## 五、經濟生活と産業政策

### 一、經濟發達の段階

島民の經濟生活はどのやうな發達段階にあるかといへば、チャモロ族とカナカ族とではやゝ異つた段階にある

と思はれる。即ちマリアナ諸島に住むチャモロ族は十六世紀以來久しく西班牙の統治を受けたる結果貨幣經濟に入つてゐると見てよい。サイパン島などに居住するチャモロ族は中小地主的色彩を多分にもつてゐるのであつて、その所有地を南洋興發株式會社に貸付けたリ、其他邦人に賃貸しその所得によつて生活してゐるものも尠くない。また彼等の生産物も南洋興發會社に對して供給する原料甘蔗（供給農家三八戸）、南洋タビオカ株式會社に供給するキャツサバ、其他玉蜀黍、甘藷、珈琲等は漸次生産物の商品化する程度に進みつゝある。然し乍ら全體としては彼等の生産も自家用消費を主とし、漸く部分的に單純商品生産の段階にあると言つていいのである。従つて彼等の貨幣收入も少く況や之を蓄積して資本化することは殆んどないのである。

カナカ族の經濟生活は前述せるチャモロ族に比較すれば遙に低く未だ多分に自然經濟的要素を残してゐるが各群島島嶼によりその發達の程度は一樣でない。概して言へばヤツプ及びバラオ島民の固有の經濟は比較的に進歩し、幼稚ではあるが原始的農業、土地私有制、並に貨幣の發達を見たのであるが、資本主義の接觸をうけた時代が新しい爲めに近代の意味に於ける貨幣經濟の發達は却つて遅れたのである。之に反してポナペ、マーンヤル群島に於ては島民固有の經濟の發達段階はヤツプ及びバラオよりも低かつたが、比較的古くから歐米貿易商人の來島ありし爲め貨幣經濟への接觸は早かつた。尙トラツク諸島はその固有の經濟的段階低く又外部との接觸も比較的遅れてゐる。これらの島民がその生産部面に於て又その消費部面に於て幾許の貨幣を獲得しそれを消費するかは數字的にこれを明瞭ならしめる資料を缺くが、今島民生産物の最も重要な商品である椰子類の例をとると、ヤツプの場合では一人平均所有樹數約五十本とし、島民及家畜の消費量一日一・九七顆、一年に換算して七一九顆、一本の椰子に百顆とすれば樹數にして七本となり、島民が納税並に商品購入等に充當しうる椰子樹數は平均四三本に過ぎないことになる。その結實數四、三〇〇個、一個三厘として十二圓九十錢の購買力あるに止るのである。島民の中には、この外賃労働若しくは魚貝捕獲等により貨幣收入の途があるが、一般的に見れば彼等の收入源は

椰子類の商品化に依存するものであつて、彼等の購買力の乏しく従つてまたその生活水準の低いことが判断されるのである。

扱て以上述べたる如く南洋群島の島民は、完全なる貨幣經濟には相距ること遠く、寧ろ自然經濟から貨幣經濟への過渡的段階にあるものと言へやう。従つて貨幣所得をその基礎とした職業の概念も實は餘程その意味内容が異つてゐるものと言ふことが出来る。最近の統計の示す處によると、島民職業の絶對多數を占るものは農業となつてゐるが、この農業はそれによつて生計の大部分を充當しうるといふわけのものではなからうと思ふ。寧ろ副業的内容と言つて差支へないものであり、自給を主とするものである。

島民の職業別人口（支廳別）

	サイパン 支廳	ヤップ 支廳	パラオ 支廳	トラツク 支廳	ポナペ 支廳	ヤルト 支廳	合 計
總數	四、二一八	五、八〇一	六、一九二	一五、一五三	八、八三八	九、九五二	五〇、一五四
農耕に從事する者	八六六	三、七四七	二、〇五四	七、一三七	三、五八三	三、七八九	二一、一七六
畜産に從事する者	六	—	—	—	—	—	六
林業に從事する者	—	—	六四	—	二	—	六六
漁業に從事する者	—	—	七九	一〇	一一	—	一〇〇
採鑛に從事する者	—	—	三五	—	—	—	三五
金屬工業、機械器具製造、造船 運搬用具製造に從事する者	—	—	—	—	—	—	六
紡績工業に從事する者	—	—	—	—	—	—	二
被服身裝品製造に從事する者	—	—	—	—	—	—	一

木竹草蓑類に關する製造に従事する者	三	一	一七	一	三	一	三	一〇	三三
飲食料品、嗜好品製造に従事する者	一	二	一	一	四	一	四	一	八
土木建築に従事する者	一	五	七四	一	六	六	六	六	九二
瓦斯、電氣、水道業に従事する者	一	一	一九	一	一	一	一	一	二二
其の他の工業的職業	一	一	二八	一	一	一	二	二	三〇
商業的職業	二四	一六	二八	一二	六	三三	一一九	一一九	七
接客業に従事する者	三	三	一	一	一	一	一	一	七
運輸に従事する者	三五	四	一三	一八	一五	四三	一二八	一二八	一
通信に従事する者	四	一	五	一	一	三	一一二	一一二	一
官公吏雇傭員	二三	一一	八四	一六九	五〇	一七五	五一二	五一二	一
教育に従事する者	二	三	五	六	一二	四	三二	三二	一
宗教家	一	一	一	六六	七	二五	九九	九九	一
醫療に従事する者	一	一〇	一	一	一	一一	二二	二二	一
記者、著述家、藝術家、遊藝家	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其の他の自由業	一	一	一	一	五	一	一	一	五
家事使用人	二	一六	一三一	三一	一二	二二	二一四	二一四	一
其の他の有業者	一七八	一一〇	三三七	三一	二九二	一三	九六一	九六一	一
収入に依る者	二〇	一	一	一	一	一	二〇	二〇	一

其の他の無業者	三、〇四五	一、八七〇	二、八九八	七、六七二	四、八二九	五、八一五	二六、一二九
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

備考 本表は第五回南洋廳統計年鑑（昭和十二年三月刊行）に依り作成したるものである。年度は昭和十年現在。

## 二、島民の農業

島民は約二萬一千人が農業に従事してゐると言つても組織的な農業を營んでゐるわけではなく、言はゞ原始的農業に近い極めて粗放な農業を營んでゐるのである。従つてそれは彼等の食糧を自給することに重點が置かれてゐる。彼等の食糧は島によつて一様でないが、椰子果、パンの果、タコの果、ヤム芋、澤芋、タロ芋、甘藷、クビオカ、マゴモク等であつて近年南京米を食するものがあると云ふことである。以上のうちで栽培を要するものはタロ芋、甘藷、クビオカなどであるが、甘藷はマーシャル群島では栽培されないし、クビオカはトラツク及びマーシャルでは栽培されない。又タロ芋ハマリアナにはない。この外バナナ、鳳梨、パイヤ其他の果實を栽培してゐるがその面積は狭い。栽培するタロ芋の如きは栽培といつてもその方法は一定の耕種組織があるわけがなく、濕地にタロ芋の新苗を挿入するといふ程度で施肥を爲さず、又殆んど除草をしないで自然の成育に放任するものである。島民の經營する農耕地及び各種作物の栽培面積には未だ土地利用調査が完成せざる爲め明瞭でないが、タロ芋の栽培面積は約一千町歩に上つてゐる。甘藷及クビオカは矢張り相當の面積に達してゐるものと思ふ。

島民の農業の原始的狀態を脱せざる證據は、農民固有の農具類の未發達によつても理解される。ボナベ島の島民農業に就いても「農具と稱する程のものなく單に長き手刀のみを以て農事其の他に使用せられつゝあるに過ぎず」と言はれてゐる。またカイバツクルと言ふ斧は双に車渠員を使つたものでパラオ、ヤツブなどでよく見受けられたものであるが、ボナベではタアと稱してゐるさうである。<sup>(註二)</sup>この他フシエヨス、シヨベルがあるが、島民固有のものには穴掘り又は根菜類の收穫に用ゐる木の丸棒（地搦棒）があるに過ぎない。又農耕上役畜を使用すること

は殆んどない。次に農業労働に就いて見るとタロ芋の栽培等はパラオ及びヤツブ地方では多くは女子の労働となつてゐるに反してトラツク及びボナベの女子はこのやうな農耕には従事しないと云はれてゐる。男子は山野の自然物採取（椰子果、パンの果）漁業等に従事するのが原則である。島による男女間の分業は體性の自然的差異に基くものであつて決して島民社會の女子の社會的地位によつて支配されるものではない。女子が農耕に勤勞するパラオに於ては女子の社會的地位は他島に於けるよりも高いといふ事實や同じく農耕に従事するヤツブの女子の社會的地位は最も低いといふ事實は農業労働の分業が全く自然的差異によることの多いことを暗示するものと見てゐる。

島民の農業は大體以上の如くであるが、農業が自給自足を原則とし營利を目的としないと同時に專業化されるといふ段階にさへ達してゐないと考へられる。それは他の諸産業たる漁業工業などと未分化の状態にあると言つても過言ではないのである。さり乍ら、南洋廳は、漸次島民農業の近代化を助長する意味で産業獎勵金の交付をなしつゝあるのである。今昭和十一年度に交付せられた島民に對する獎勵金を示せば次の如くである。

島民に對する農業獎勵金調

獎勵金種別	下附人員	金額	備考
糖業獎勵金	二五人	四八三圓	四一町三〇
畜産獎勵金	二人 一組合	七八	豚 二八
椰子栽培獎勵金	四六五	八、八〇九	整理面積 五六八町
キヤツサバ栽培獎勵金	六	一九五	コブラ乾燥場 三七九箇所 六町五

備考 本表は南洋廳農林課の調査に依る

右によつても明かなやうに奨励金の金額より見るも人員より見るも椰子栽培奨励金が最も大きい。これは島民の生業が椰子の果より製するコブラにある爲めである。椰子の栽培は獨逸時代より相當意を用いたものゝやうで群島至る處に植栽せられてはゐるが、殆んど放任してあるといふにひとしく、嚴密な意味で經濟的經營とは言い難いものである。しかしこれに對し適當の更新や整理をすることは島民の食糧を保護しその貨幣收入を増加せしめる上からも必要であり、特にその品質改良に意をそゝぐ必要がある。南洋廳はその設置當初よりこの點を考慮して直ちに廳令第十九號を以て、椰子栽培奨励規則を制定し、古々椰子の新植、整理、コブラ乾燥場の建築を爲すものに對し左の如き奨励金を交附することとしたのである。

- (一) 一町歩以上町當り、百本乃至二百本の新植を爲すものに、一町歩に付二十圓以内
- (二) 一町歩以上町當り百本乃至二百本に間伐補植、雜草木の刈除を爲す場合は一町歩に付十圓以内
- (三) コブラ乾燥場の建築を爲す場合、建築費の四分の一以内

奨励金は右に示したるものゝ外、蔬菜栽培の如きものには大正十三年より昭和八年迄は毎年奨励金が交付されたが昭和九年以後は交付されてゐない。珈琲に就いても同様で昭和二年から四年までは交付されたことがある。又ヤツブ島だけであるが蜜柑に對して奨励金が交付された場合もある。又昭和八年には鳳梨の新植開墾に對し助成されたことがあるがその面積は僅に十町位に過ぎなかつた。これらの事實によつて見るも島民農業の現狀はまだ幼稚の域を脱せず、漸次近代化の過程に適應して行くものと見るべきであらう。南洋廳の方針も漸進主義をとるのも亦止むを得ないであらうと思ふ。(註三)

註一 ボナベ支廳管内概要。昭和十二年十二月

註二 南洋廳物産陳列所案内。昭和十三年四月。一七頁

註三 井上彦三郎、鈴木勁勳兩氏合著南島巡航記によれば、サイパン島の土人に初めて農業を教へ水田稻作法を傳へたと言ふことが述べてあるが眞偽の程は分らない。即ち曰く「本島は開闢以來農事と云ふことなく、皆天産物なる麵麩菜、椰柑

大薯、芋等を採取して之を常食とせしが、今より數十年前日本人イゴロ、オガネと云へる者より傳授を受け始めて稷の事を知るに至りしとの傳説あり、故を以て土人等同人の功績を後世に傳ふる記念の爲め其事蹟を俚歌に作りて早苗を植え熟穂を刈取るまで之を唱ふるを習慣とせり、斯の如き事蹟あるより土人は一層日本人を親愛するの情を厚くせりと。扱て此イゴロ、オガネの此島に渡來したる事蹟を聞くに、今を去る凡そ六十餘年前の事なりとか、日本人二十人許り本島に漂着せり、其中頭立たる者をイゴロ（伊五郎か）オガネ（おかねか）と呼び他は其從屬なりしと、土人は同人等の特遇する頗る親切にして、屋を構へ食を餵り、頻りに本島に永住せんことを勧めしに、同人等の云へるは我等今本國に歸らば恐らく斷罪に處せらるべし（此語の意味を考ふるに、幕府の時代には彼の切支丹宗を嚴禁せし爲め、偶々外國に漂流せし船客の萬死を免れて歸朝することあるも、之を永牢に處するの法あり、イゴロ等之を知りし故斷罪に處せらるべし云々と語りたるものならむ）就ては諸子の厚意に従ひ此地に止るべしとて、名をもアゴスチンと改めて此の地に住居し、又一行の人々も或者はチャモロ人を娶りて此地に終り、或者はマニラに渡りて彼地に永住したりと、さてイゴロは此地に止まることとなりしかば携へ來りし穀類の種を土人に與へ、水田を開き隴畝を墾し、以て培養耕作の法を教へしかば、今に猶其業を襲ぎ來れりと、云々下略」同書三一—三二頁

### 三、島民の漁業

島民の日常生活に要する食物の大部分は農産物であるから漁業は不規則的な副食物を供給するにすぎない。彼等の漁具は釣具、投槍網、筌並に石堤、漁柵等の種類があり、農具に比して著しく進歩せるのみならず、一般未開土人の標準に比し遙かに優れてゐると言はれてゐる。彼等の漁獲物は鱒、平鱒、鯖、鰯其の他南洋特有の色彩鮮明な磯魚類である。島民の漁業として商品化されて彼等の貨幣収入となつてゐるものゝうち注目すべきは高瀬貝の採取と玳瑁漁業とであらう。

先づ高瀬貝に就いて見るに、この貝はバラオ及びヤツプに産するもので、その採取期は毎年五月六月の二箇月に制限し、バラオに於ては全然島民以外の採取を許さないのである。これは島民保護の主旨に出たものである。この貝の販賣は南洋貿易株式會社が全部獨占してゐるが支廳が仲介して販賣し収入の一部を支廳に於て積立保管

し、島民の利益の爲めの支出に當てゝゐる。ヤップに於ては初めの一箇月は島民以外の採取を許さないがその次の月には邦人の採取をも認めてゐる。この理由は「一つにはヤップ島民は環礁外の出漁を恐れその採捕能力が十分なるにありとせられ、又一つには獨逸時代に於て西カロリン會社の有したりし採取權をば南洋貿易會社が繼承して居るが故である」とされてゐる。(註二)

高瀬貝は元來西カロリン群島にのみ産し、他の群島には産しなかつたものであるが、昭和二年以降數回パラオよりトラツクへ移殖試験を行つた。その結果が良好であるならば今後群島各地に移殖をなし之が増産を計ることゝなるであらう。

玳瑁の捕獲も古くから島民が行つてゐたものであつて、パラオ、ヤップ、ボナベ及びその離島に産する。その産額も少く昭和十一年には二五〇頭、金額にして一、八四一圓に過ぎない。

南洋廳の島民漁業に對する施設は他に未だ見るべきものがなく、漁具漁船費の獎勵が島民三人に三〇〇圓なされてゐる位である。島民の經營する水産物加工は未だ發達を見ないやうであるがこの方面の助成も漸次行はれるに相違ない。

註一 松岡靜雄氏、ミクロネシヤ民族誌。

七三九頁

註二 矢内原忠雄氏前掲書。

一二五—一二六頁

#### 四、島民の商工業

島民の商業従事者は約百名を數へるけれども大資本を擁するものはなく、せいぜい漁獲物の販賣やコブラの仲買人にすぎないのであつて論ずるに足らない。工業も同様であるが、手工業の域を脱しないものである。つまりそれは工藝と言つた方が相應しいものであつて、商品化されてゐるものは、編物類だけと言つていい。マーシヤル群島がその中心であつて林投樹及び椰子の葉の纖維からつくる編物が有名である。製品の主なるものは椰子繩、

椰子帽子、林投帽子、敷物莫塵、文庫、バスケツト、團扇、煙草入などであつて多くは女子の労働に依存するものである。この他島民の工藝に屬するものには建築、造船、織布器具製作などがあるけれども、それらの需要は殆んど島民の間に限られてゐる、されば南洋廳の助成も商工業方面には未だ特筆するものなく、島民改善奨励費として編物講習會に一八五圓（昭和十二年）の補助を與へ、編物業に設備費を與へてゐる程度である、（例之、昭和十年商工業奨励金として島民一名に一〇五五圓の助成をしてをり、又大工業たいく三名に一八三圓の助成がなされてゐる）

## 五、島民の賃労働

先にも述べたやうに一般に島民は労働を好まぬ關係から、それによつて貨幣収入を獲得せんとする意志が乏しく又各種の企業も島民労働の不規則性と非能率的な爲めに之を喜ばないのである。従つて継続的な労働作業には不向なため、極めて不熟練な労働もしくは一時的な労働にしか之を雇傭しないのである。島民賃労働の集團的形態は何と言つても半官營企業たるアングアル燐鑛、民間企業たるベリリウ燐鑛などに雇傭されるものである。これは燐鑛採掘の操作が技術的に極めて簡單にして單に地表の土を掘上げる程度であるから島民労働を以て事足るが故である。而してこれらの労働者は一定期間の契約による出稼労働者が多いのであつて現在ではヤツプ及びその離島たるモクモク、フェイスとトラツク及びその離島モルトロクの島民が多く、これらは何れも半強制的出稼であつて四箇月乃至一年の契約である。しかし乍らこれらの労働者の労働條件や輸送は決して非人格的なものではないといふことで、往復汽船運賃並に食糧を官給し、労働時間も實質的には八時間となつてゐる。勞賃は食糧不給者と食糧官給者によつて異り、又種族により異り、同一種族でも島嶼によつて異つてゐる。即ち食糧官給者が食糧不給者より低きは當然であるが、チャモロ族とカナカ族とは著しい差等があるのが注目される。例へば矢内原氏の調査の結果によると、食糧不給者のチャモロ族の一日平均勞賃（昭和八年六月）一圓四十錢に對し

て、カナカ族のそれは七十六錢でその半額にすぎない。カナカ族の間に於てもパラオ出身者は高く、トラツク出身者は一番低いのであつて、これは同時に各島に於ける勞賃の差等を示すものであると同時に又各島嶼の社會的文化的發展狀態を反映するものと見られるのである。

島民の賃勞働を雇傭してゐるものには南洋貿易株式會社があつて昭和九年には群島各地を合計すると一、一〇人に達してゐる。主として椰子園、汽船荷役等に従事してゐるものであつて、これらの勞働者は日曜日には安息日を守る關係上勞働を好まぬため割増勞賃を必要とすると言ふことである。

## 六、物々交換

島民の經濟生活は極めて原始的な自給自足の經濟であるが、初めは民族的關係を有する他島との間に物々交換が行はれ次でかゝる民族的關係のない他島との交換が行はれる。而して航海に關する知識及び技術の發達に伴つてそれが促進されたいのである。マーシャル群島の島民は他島の島民に比較して特に航海に堪能にしてカヌー(註)又は小さな帆走ボートを用ひて數百哩の外海を遠航することが容易であるばかりではなく磁針なきも多年の經驗によつて波浪を利用し若くは星座によつて風向を察して方位を定め細き木棒を以て組合せ所々に玉の如き貝類を結びつけて島嶼を表はしたる海圖を作り航海の用に供してをり、海圖は土語にてメド又はワと稱し遠洋航海に用ふるものをチロクメド、航海中潮流又は風力の如何に依り船の方向變じたる際に目的の島を探すのに用ひるものをローペーベと言つてゐる。か様にマーシャルの島民は航海術に苦心したのも同地方には椰子、林投樹のみでパン及び芋類に不足してゐるために、クサイ島あたりに行つて物々交換をする必要があつたためとも考へられる。島民間の物々交換は以上のマーシャル島民とクサイ島民との間に行はれるものは全然氏族關係のないものであるが、トラツクとその離島間の交易や、ヤツブとその離島間の交易は大體同一氏族間の交易である。これらの交易の實際は珊瑚礁の離島から島民が交易を求めて主要島に來航するのが普通である。蓋し主要島はその離島に

比較すれば土地生産力も大きく自然的基礎も大きいから積極的に交易する必要があるからである。

同一氏族内の物々交換の一例は祭典などにもよく現はれてゐる。私がパラオ本島のマルキヨクで聞いたことであるが集會所の改築祝には昔は他村の同一氏族民が招待され、いろ／＼の土産を持參するのが普通でこれに對しマルキヨクでは土地の産物を以て御馳走し、反對に他村に招待された場合はこちらから土産物を持參するので、儀禮的な交換であるけれども物々交換の意味も含まれてゐたものらしいと解される。

物々交換の規則的な發達はやがて媒介物たる貨幣を發生せしめ同時に財貨に對する私有觀念を發生せしめるに至るものであり、ヤツプ及びパラオに於ては比較的發達したる貨幣の職能が實現せられたものである。今日でも島民間には物々交換が多く行はれその貨幣も通用してゐるけれども、邦貨の流通が多くなるにつれ彼等固有の貨幣の意義も失はれてゆくことはまた止むをえぬ社會的必然であらう。

以上を要するに島民の經濟生活は、自給自足をその基礎としてゐるが、西班牙獨逸の統治を経て徐々に近代化の過程に順應しつゝあるものと見られる。彼等がよつて立つ産業も決して組織的なものでなくその規模も技術も極めて幼稚である。それは根本に於て彼等の經濟的欲望の範圍の狭小なるために外ならない。彼等の欲望の進歩はただ時間の経過をまつの外なく、その限りに於て彼等の經濟活動を撫育してゆくことは必要であるが、急激に近代化の渦卷のなかにすべてものを流し去ることはさし控へねばならぬことであらう。

註一 元田茂氏、カヌーを尋ねて（民族學研究第四卷第二號、昭和十三年）

註二 ヤルト支廳、ヤルト要覽參照。

## 六、土地制度と土地政策の近代化

南洋群島の土地制度もチャモロ族とカナカ族とは異つてをりチャモロ族は、西班牙統治を受けた期間の長か

りするため、氏族社會が解體し、略々個人主義的な土地私有制が普遍的になつてゐるが、これに反してカナカ族では一般的に氏族社會の紐帶が維持されて、土地私有制が存在してはゐるがその概念内容は近代資本主義社會のそれとは必ずしも一致しないのであつて、土地が經濟價値の他に社會的身分關係の表章と看做されてゐるのである。扱てカナカ族社會の土地制度を通觀すれば以上の如き特色が見られるけれども、之を詳細に分析すれば猶各島嶼に依つて種々なる相違を發見することが出来るのである、而してそれは一般に氏族社會の發展段階に照應してゐるものとも解釋せられるのである。いま便宜上右の發展段階から見たる主要島の土地制度を要約すれば次の如くである。

### 1. 氏族の共有制の殘存せるもの

トラツク島では、土地は氏族に屬するのが原則であつて、只例外的に他部落の酋長より贈與を受けたる場合に私有制が認められるに過ぎない。従つて土地に對する個人的所有權といふ觀念に乏しく、氏族の土地には自由に植樹し果實を採取する慣習が見られる。しかしこの自由の土地に植樹した樹木は各人の財産と認められてゐることは、注目されねばならぬ事實である。尙トラツクでは獨逸時代に地券發行の痕跡さへ認められないのは、一層土地共有制の要素の濃厚なりしことを裏書するものではあるまいか。

### 2. 氏族的封建制と看らるゝもの

この範疇に屬するのはボナペ島とマーシャル群島の土地制度である。先づボナペに就いて見るに、部落の土地は二種類あつて一つは海岸を離れた山林原野であつて共有地と見られるものであり、他の一つは海岸線に沿ふ比較的肥沃な土地で宅地、椰子林、畑などで氏族員に利用せられる。而してこの場合土地の配分を行ふ權力は封建的な氏族の族長に從屬するのである。共有地の支配も同様に族長にあるのであつて族長はその社會的地位の故にかくの如き封建的支配權を有してゐたものであつて決して自ら所有權を保有してゐた譯ではないのである。獨逸

政廳はかくの如き土地制度に根本的變更を加へ、島民占有地は海岸より三〇米の幅員を以て限界とし、これに對して地券を發行して私有權を認められた。而して從來の背後地たる共有地は部落有地と爲したのである。この地券發行に就いて記憶すべきは、地券記載事項の十一ヶ條の中で直接土地の權利に關するものは六ヶ條で後の五ヶ條は族長たるナンマルキの權力に關するものであるといふことである。これナンマルキの舊慣による勢力は土地に對する支配權と不可分であつた事實を物語るものであると言つていい。我が國の統治になつてからは、右地券面の所有權をそのまま承認したのであるが、獨逸政廳の制定にかゝる地券面記載事項については若干の變更をなした。即ち一方では相續順位に關する獨逸政廳の急激な干渉を緩和すると共に、他方に於ては島民間の土地の賣買賃貸に對するナンマルキの同意を必要としないといふ様な族長の封建的勢力の制約をも可能ならしめ、土地制度の近代化を促進せしめる契機を與へたのである。

其後南洋廳の土地調査事業の結果は前述せる部落有地は官有地に編入せられ、私有地はそのまま民有地と認められた。然るにこれら民有地はボナベ島の三分の一を占めてゐるに拘はらず實際に利用されてゐるのは其の三分の一に過ぎないから、之等民有不利用地の開放の要望も尠くないのである。

次にマーシャル群島の土地制度に就いて見るに、ボナベの如く明瞭なる氏族の共有地といふものはない。これはマーシャル群島そのものの地形が極めて小さな環礁より成りその面積の狭小なるに依るものである。そして土地は概ね椰子林が多いのであるが、元來氏族社會そのものに屬してゐたもので、酋長の個人的な所有權に屬するものではない。この意味では矢張りボナベに於けると同様に氏族の封建制であつたと見られる。即ち族長たる酋長はその氏族社會の基礎に立つ封建的勢力によつて土地を支配し、族員たる庶民に管理使用せしめたのである。また酋長の支配權の増大はボナベに於けると同様に封建的貢納を可能ならしめたのである。この地方では特にコブラの製造を開始してからは、コブラ製造の所得を切半するのを通例としたのであつて、一年のうち上半期間に

成熟した椰子類より生産せるコブラの賣上代金を酋長の所得とし、下半年間のそれを庶民の所得と定めたのである。然るに其後コブラ一キロ八錢の時に酋長の所得を四錢と定めて之を庶民より酋長に金納せしめる様になり、コブラの價格の變動に關係なく一律に酋長の所得はコブラ一キロに付四錢に固定して今日に及んでゐるのであり、實質的に見れば酋長に對する貢納の減少となつたのである。

### 3. 民族的私有制と看らるゝもの

ヤツプ島に於ては土地の私有制が發達してゐるが、そこには近代の意味での私有制があるわけではない。元來ヤツプ島には八つの封建的階級が存在するのであるが、そのうちで土地所有が許されるのは五階級で、残りの階級は土地所有が許されない。蓋し土地所有といふことは單なる經濟力の表徴たるに止まらずして、社會的な身分關係をも表徴するが故であらう。従つて又氏族の族長たる酋長の社會的地位を表徴する土地などは絶體に他の階級が獲得することが出来ないと言ふことさへ言はれてゐる。だから土地の賣買や貸借も行はれていい筈だが實際問題としては賣買は稀であるといふことである。しかも貸借される場合でも地代を納付することがなく、ただ若干の勞役義務があるに過ぎないのである。

パラオに於てもヤツプに次いで私有制の萌芽が見られる。即ちパラオでは、土地は氏族内の一系族に屬するもので個人的私有財産ではないが、同一氏族内で土地の賣買が貨幣の媒介を通じて行はれてゐるのである。そして氏族以外に移轉することのないのが原則である。また族長たる酋長には特定のタロ芋田が屬することもヤツプと同様である。しかしパラオでは海岸紅樹地帯や山林の如く共有地の存してゐることは未だ共有制の殘存してゐる事實を示す、要するにヤツプ及びパラオではその社會體制の發達が他の諸島に比して進歩してゐるのに照應して土地制度も進歩してゐると認められる。

以上述べたる南洋群島の土地制度は獨逸時代並にわが國の統治となつてから、土地政策の近代化によつて變更

を加へられつつある。即ち土地政策は土地の貨幣經濟化を促進せしめ、惹いては未開社會の島民に對して私有慾を刺戟し來つたことを注目せねばならぬ。

わが國の統治になつてからは、獨逸時代と略々同じく島民所有地に就いては非島民に對し賣買讓與又は擔保物に供することを禁止し、又島民と非島民間の賃借契約も官廳（大正五年民政令第三號）の許可を受けるにあらざれば無効となした。然るに昭和六年に至り、上述せる禁止を緩和して、南洋廳長官の許可を経ればこの種の契約も締結することが出来る。例へば最近の一例ではヤツブ島に於ける民有地約二〇〇〇町歩が南洋殖殖株式會社に買収されて本年度より鳳梨其他の有用作物の栽培にあてられると言ふことであり、この面積はヤツブの島民有地を七二〇〇町歩と推定すればその二八％に相當する譯であり、土地の貨幣經濟化の過程の典型的なるものであると謂へやう。かやうな島民有地の非島民への所有權の移轉でなく、言はば間接的な土地の移轉は餘程以前から行はれてゐた。それは島民有地就中その共有地の官有地への編入によつて容易に非島民に貸下賣拂されたのである。

獨逸政廳時代の西カロリン會社に對するヤツブ離島の椰子栽培地貸付の如き、或ひは南洋廳のサイパン島に於ける南洋興發會社に對する蔗園貸付の如きはいづれも官有地の資本家に對する解放であつたとも言ひ得る。

このやうな官有地の編入は、民有地の確定と共に大正十二年より實施せられた土地調査事業によつて認定せられたのである。この事業は昭和七年度を以て一先づ初期の計畫を完了し、昭和八年度よりは島民有地の細部調査を實施し、土地所有者及其の境界を査定するに至り、パラオ支廳管内ペリリニュー島及びサイパン支廳管内サイパン島につき調査を開始し、前者は昭和九年、後者は昭和十一年之を完了し、目下パラオ本島を調査中である。官有地の調査が確定したのは一に群島の經濟的開發上必要なるにとづくことは言ふ迄もない。右の土地調査の結果を示せば次の如くで、官有地の地目の多くは林野面積である。



共	住 移	揚 牧 林 植	林 子 椰	地 敷 物 建	地 耕 農	數
貸 下 {面積數 面件	貸 下 {面積數 面件	貸 下 {面積數 面件	貸 下 {面積數 面件	貸 下 {面積數 面件	貸 下 {面積數 面件	貸有 (再揚) 下料 {面積數 面件
積數	積數	積數	積數	積數	積數	積數
料 金	料 金	料 金	料 金	料 金	料 金	料 金
六・八五	一	一四〇・八九	二・七〇・一〇	六・六五	五・四三・二二	六・二九・八二
〇・六	一	一	四九・七	〇・四九	一	四九・七
二・七六	四六・三六	五五・三三	五二・二七	二・八四	二五・七〇	一・三三・三〇
〇・二	一	一	一六・三	二・五二	五・四八	二六・六三
〇・一四	一三〇・八二	四九・五	一六六・五〇	八・六六	一・四九・一〇	三・四八・六六
二・四三	一	一	二六・〇六	四・三六	〇・〇	二二・六三
四〇・四	五八・四〇	一・九三・〇三	四六・三・七	二・一七	七・三二・〇六	一四・四六・〇五



會があると思はれる。このやうな調査の結果に基いて初めて對土人政策の根本問題も解かれるのであらうと思ふ。封建的勢力者たる酋長の制度はこれも亦各群島の島嶼によつてその性質を異にしてゐるが、現在では多くの場合、總村長乃至村長として行政事務に關與してゐるのである。しかし乍ら一般的に見ると、酋長の社會的勢力は漸次弱められて來てをり、諸種の權利が何等かの形式によつて賠償せられてゐる場合もある。われわれは一途に近代化の過程の上にある島民社會の統制がいかなる方法によつて圓滿に遂行せられるかについては、更に一層島民社會の深き理解を要請するであらう。<sup>(註一)</sup>

上述せる島民社會の舊慣を破壊するものと見られるが、却つて島民社會の近代化の摩擦を緩和するといふ意味で寧ろ建設的作用を果すものとして、われわれは南洋群島に於ける宗教特に基督教の傳道を忘れることが出來ないのである。基督教が本群島に始めて渡來したのは西曆一六六一年で西班牙の耶蘇會の人々であつて、そのなかでも神父メデイーナ (P. Medina) 及び神父サンビートルス (P. Sanvitors) の如きは信仰擁護の爲めに血を流した程である。<sup>(註三)</sup>その後西曆一八二五年には新教の傳道も行はれて、未開土人の精神的向上は一にこれらの基督教諸團體の涙ぐましい熱心な布教に依るのである。さればこそ一九三二年の聯盟委員會の報告には南洋廳長官堀口滿貞氏が「未開土人の向上にとつて宗教こそ最も適切にして効果的な方法であることは經驗に徴して寔に明かだ」と述べてをられるのも當然のことである。<sup>(註四)</sup>宗教の力によつて、土人が開化し、弊害の多い舊慣を廢止して眞に人間らしい精神を呼びさまされたと言つても過言ではない。殊に基督教傳道のためにはるばる南洋に來て働く宣教師は、この地で永眠することを本懐としてゐるのであつて、その布教の根本的態度に於て敬虔の念を禁じ得ないものがあるのである。ただ今後の傳道事業は依然として困難な問題が横つてゐる。今までは南洋群島は島民だけのものではあつたが、今日では彼等の傍には優れた文化を有する邦人がどしどし移住しつゝある。しかもこの文化は必ずしも常に清淨な衣を纏うてゐるとは限らないのである。禁じられてゐる酒精の如き飲料にしても、悪いと

は知り乍らこれを入手して罪を犯すのである。その他邦人移住に伴ふ罪の動因は數へ切れぬことであるが、これに對して美しい自然道德に堅固な基礎を興へるものは、恐らくは宗教の力に俟つほかはないと信ずる。

かくの如く島民の教育問題と言ふものは極めて重大な問題であつて、これに對する根本的方針が樹立されねばならぬのである。而してわが占領以前のことは問はず、軍政時代を見るに急激なる日本化を主眼としたことが見受けられたが南洋廳時代には、急進的の不可なることが認められて漸進的となつた。即ち公學校規則の發布にあたり手塚長官の訓示の中にも「惟ふに本群島の教育は土地の情況及民度等内地と全然其の趣を異にするを以て教職に在る者は深く思を此處に致し智能の程度並風土習慣等に應じ適切なる教案を定め克く其の實情に適合せしめ兒童に對しては寛仁慈愛の精神を以て教養し善良なる風俗と品性の陶冶とに努め以て文化の恩恵に浴せしめ彼等をして永遠に其の福祉を増進せしむるの域に達せしめんことを努むべし」とあるによつても島民社會の實情に適した教育を施すことになつたものと考へられる。<sup>(註五)</sup>

島民の兒童の知能構成は本邦人に比較して劣つてゐるのは言ふ迄もないが、これは素質的に絶對的に劣等だと言ふのではない。その多くは教育的環境の不良なることも亦大きな原因とせられてゐる。<sup>(註六)</sup>この方面の改善は尙相當の時日を要することであらうが、公學校卒業生に對する社會教育の充實と相並んで實行されなければならぬと思ふ。社會教育による教育的環境の改善といふことは最も必要なる施設であるにも拘はらず等閑視せられてゐるかに見受けられるのである。島民の中堅たる青年の環境が不良であつては、島民兒童の教育的環境は進歩するものではない。これ等の點に對する反省が加へらるゝことが望ましいと考へられるのは強ち私のみではなからふと思ふ。

註一 ここに私が社會統制とよぶところの概念は社會集團の自己統制を意味する。この點松本潤一郎氏著「文化社會學原理」三〇〇—三〇一頁參頁。

註二 島民社會の舊慣調査としては南洋廳より謄寫版刷で刊行せられてゐる資料があるが、その調査方法は専ら日本民法の規定に照し合せてゐる。しかしこの種の調査はもつと積極的にあらゆる文化科學の角度から検討せらるべきである。この意味ではヤツブの離島で島民と殆んど同一の生活をしてゐる土方久功氏の研究成果が期待される。また昨年研究旅行のためヤツブとトラツクの間の離島を採訪せられた中川善之助教授の研究も學問的に極めて有益な示唆を與へることと思ふ。

なほ群島の社會體制については、屢々引用せる矢内原氏の著書のほかに次の諸文献をあげることが出来る。

松岡靜雄氏、ミクロネシヤ民族誌

杉浦健一氏、バラオ島民の社會組織（民族學研究第四卷第一號）

同 氏、バラオ島に於ける聚落の二分組織に就て（人類學雜誌五三卷三號、昭和十三年）

土方久功氏、バラウに於ける氏族制度（女會第二號昭和六年バラオ民俗瑣談會發行）

大山彦一氏、南洋群島の社會構造と其統制（關西大學學報一四二—一四三號昭和十一年）

中川善之助氏、カナカの島々（中央公論昭和十三年十月十一月號）

註三 小松茂氏、南洋群島とカトリック（昭和十二年）及びマリアナ、カロリン及びマーシャル諸群島に於ける傳道の變遷

概要參照

註四 Georg Eckert, Die Eingeborenenerziehung im Japanischen Mandatsgebiet (Koloniale Rundschau 29 Jahrgang Heft 4 Nov. 1938, S. 251.)

註五 南洋群島教育會編、南洋群島教育史 昭和十三年、六四二頁

註六 高野榮次郎氏、南洋に於ける邦人並に島民兒童の智能に就て（南洋教育第五卷第三號 昭和十三年、三七頁）

## 八、結 論

南洋群島は言ふまでもなく委任統治地域であつて領土ではない<sup>(註一)</sup>。さればこれが統治の基調は委任統治條項を恪守することであることは永遠に渝るものではない。島民撫育に關しては、奴隸賣買の禁止並に須要なる公共的工事及び役務の爲めにする場合以外の強制勞働の禁止、武器彈藥所持の取締、火酒酒精飲料使用の禁止などの諸制限のほか公の秩序又は善良の風俗の維持に關する地方的法規に反せざる限り信仰の自由が許されてゐる。これ

蓋し島民福祉の保障より出でたものであつて聯盟規約第二十二條に於て「住民の物質的及び精神的幸福並に社會的進歩を極力増進すべき」ことを明言せられてゐるのは委任統治の根本目的であると解せられる。現實の問題として經濟的には母國對植民地の如き關係を示してゐるけれども、それによつて委任統治の根本目的に變更が加へらるべきものではない。而して對土人政策の成果が綜合的に批判さるゝ場合にもまた右の根本目的に照して批判せらるべきことは言ふまでもない。私がこのさゝやかな論文のなかで述べた土人政策はまことに素笨なるものであつてなほ多くの基本的問題を看過してゐるかもしれないのである。しかし乍ら上來述べたる諸點より見るにわが國の土人政策は獨逸領時代に比して一層原住者保護に傾いてをり、その近代化の現象も可能的に緩漫に適應せしめつゝあるやうに考へられる。今後群島の開發は急速なる發展をなしてゆくものと想像せらるゝが、對土人政策に就いては飽く迄も委任統治の根本精神からそれに相應しい政策が維持されねばならぬ。なほこの小稿に述べ來つた土人政策を背景にして群島の農業が如何なる關聯をもち、如何に展開せられてゆくかに就いては、別に稿を新にしてこれを論ずることゝしたいのである。

註一 南洋群島の委任統治に關しては次の文獻を参照せられたい。

虻川新氏、南洋に於ける帝國の權利 昭和十二年

長田三郎氏、植民政策研究（遺稿）

大山卯次郎氏、聯盟脫退と南洋委任統治地との關係（外交時報第六十五卷五號、昭和八年）

田岡良一氏、聯盟脫退と委任統治（外交時報第六十一卷第二號、昭和七年）

立作太郎氏、委任統治制度論（法學協會雜誌第五十卷第八號、昭和七年）

國際聯盟協會、南洋委任統治問題 昭和八年

附記 本稿を草するにあたり南洋群島視察の機會を與へられたる南洋廳長官北島謙次郎氏、同拓殖部長高橋進

太郎氏に衷心より感謝の意を表するものである。（昭和十四年二月四日稿了）